
凡 例

1 . 調査概要

この統計速報は、統計法に基づく港湾調査規則（昭和 26 年運輸省令第 13 号、平成 12 年 1 月改正。）により、清水港と国内、国外の諸港に出入した船舶、貨物の動向及び清水港に係る資料について、月単位で作成したものです。

2 . 入港船舶及び海上出入貨物

- (1) 統計資料における入港船舶は、積載貨物の有無にかかわらず、総トン数 5 トン以上のものを調査対象とします。
- (2) 貨物数量のうちトンとは、原則として「フレートトン」によります。
すなわち、容積は 1.133 立方メートル（40 立方フィート）、重量は 1,000 キログラムを 1 トンとして、容積または重量のいずれか大きい数値とします。
ただし、これによらず、商習慣に従っている貨物は、それに従います。
- (3) 貨物数量のうち自動車航送船（フェリー）により運送するバス、トラック、乗用車等は、車種別に「フレートトン」に換算します。
- (4) コンテナ個数は、20 フィートタイプへの個数換算による「T E U（ティー・イー・ユー）」の単位で表します。
- (5) 統計資料において、「内国貿易（内貿）貨物」とは、清水港と国内の港との間で直接取引（海上輸送）された貨物を指します。
また、「外国貿易（外貿）貨物」とは、清水港と外国の港との間で直接取引（同じ）された貨物を指します。
よって、国内の他の港で一旦中継（船卸、船積）され、外貿貨物となるものは、「内貿貨物」に含みます。
- (6) 統計資料において、入港船舶及び海上出入貨物の計上時期は、船舶の出港（離岸）日の属する月によります。
- (7) 貨物の品種分類は、「港湾統計に用いる品種分類（81 品種）」によります。
- (8) 統計資料における「 - 」の表示は、皆無を指します。

(注) この統計資料は速報値のため、後日数値に変更を生ずる場合があります。
予めご承知ください。

お問い合わせ先

静岡県清水港管理局 企画振興課 統計担当

〒424-0922 静岡市清水日の出町 9-25

電話番号：0543-53-2203（課直通）

FAX 番号：0543-54-0380